

学校いじめ防止基本方針（御前崎中学校）

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒等の一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

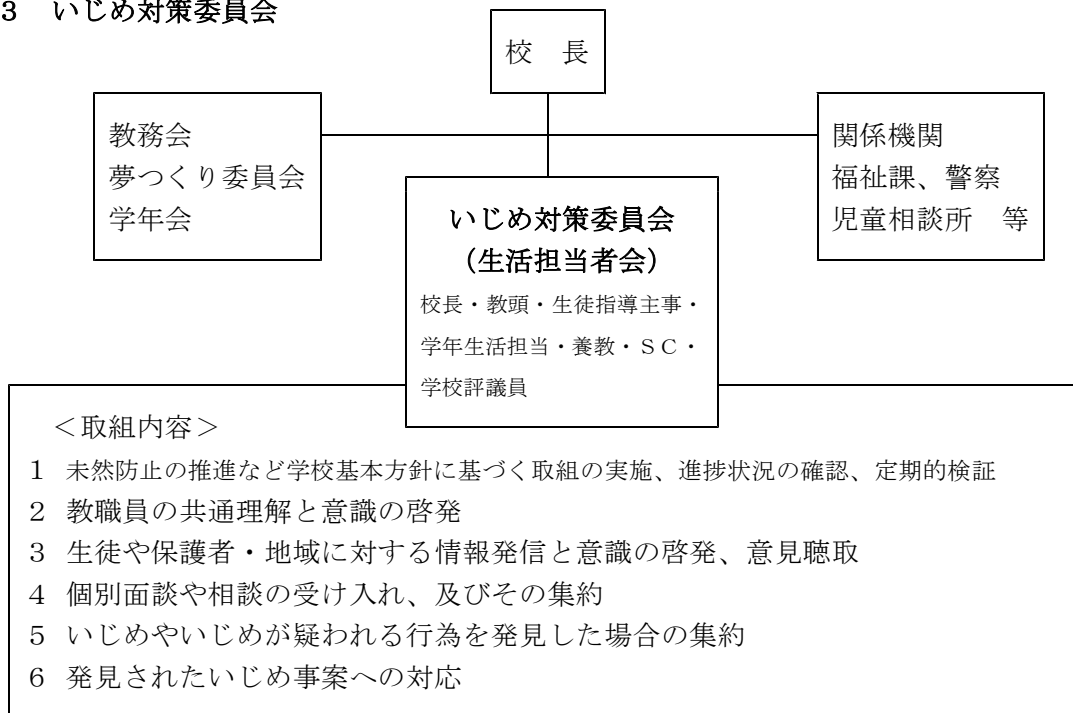
2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重要な危険を生じさせることになる。

＜具体的ないじめの態様＞

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ対策委員会



4 本校の実態

H25年度 教育活動調査（第1ステージ～第4ステージの平均）

＜生徒のアンケート結果から＞

- 学校は楽しい … 89.5%
- 信頼できる（相談できる）友達はある … 93.9%
- 信頼できる（相談できる）先生はある … 78.1%
- 授業は楽しい … 81.8%
- 授業の中で、仲間と協力・相談・意見交換などできた … 88.8%

＜保護者のアンケート結果から＞

- 学校へ行くのが楽しいと言っている … 87.6%
- 授業が楽しいと言っている … 59.4%
- 学校は、家庭への連絡を積極的にきめ細かく行っている…74.2%
- 学校は、保護者の相談に対して、気軽に応じている…81.1%
- 学校は、子どもを大切に作る姿勢で指導にあたっている…81.9%

上記の項目でどの数字も低い値ではないと思うが、「授業が楽しい」の項目において生徒と保護者の数値がかけ離れていることは課題である。また、「いいえ」と答えてきた生徒や保護者の思いや考えを探り、調査し改善していく必要がある。

H25年度は、大きく発展するいじめ問題はなく、部活動や学級で解決できるものであった。しかし、本校の生徒は明るく素直な生徒が多いが、人を傷つける軽はずみな言動をする生徒も見られた。このようなことから、学級や部活動で些細な言動のもめ事が生じ、そのもめ事に至るところにいじめは存在する。また、そのような現象は、1年生が多く、2年3年の順に少なくなっていく傾向があった。

5 いじめ対策の取組

（1）未然防止

＜未然防止＞

あえて被害者・加害者を発見するまでもなく、全ての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけをすること

①安心・安全に生活できる学校づくり

「いじめとは何か」、「いじめの原因になるものは何か」、「第三者もいじめの一員になっている」等、年度当初の全体の集会で、生徒指導主事が話をする。これを受けて普段から学年や学級でも安心・安全に生活できる学校づくりを目指す。

②授業改善

生徒が学校生活の中で一番長く過ごすのは、授業の時間である。授業の中で生徒がストレスをためていないか、不安や不満が高められていないか等授業改善の大きなポイントになっていく。よって、どの生徒も活躍できる、参加できる「分かる授業づくり」が大切になる。

③行事を生かす

体育大会や合唱コンクールは、異学年との交流があり、学年の行事では、同学年との交流がある。他の生徒との関わりを通して関わることの喜びや大切さに気づき、絆づくりを

進め、他人の役に立っている、認められているといった自己有用感や充実感を獲得してほしいと願っている。

④道徳や学級活動の時間の充実

学級単位の指導だけではなく、生徒の人間関係のトラブルが起きやすい時期をふまえるなどして、4月下旬や9月上旬など、計画的に位置付けた上で、学年・学級においても継続的に指導していく。

⑤生徒会・委員会の活用

教師からではなく、生徒自らいじめについて、議論、提案をすることが大切である。いじめ問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることは何かを主体的に考えて行動できるような働きかけを大切にする。

⑥校内研修での共通理解と職員会議等での提案

年に2、3回校内研修をもつ。年度当初は基本方針について共通理解を行う。また、夏休みの研修では、SCによる研修を行ったり、ケース会議などを活用したりする。また、対策等については、職員会議等で委員会から提案していく。

(2) 早期発見

<早期発見>

- ① 生徒の些細な変化を見逃さない。
- ② 気付いた情報を確実に共有する。
- ③ 情報に基づき速やかに対応する。

①普段の様子や生活ノート

友達との関わり方が以前と少し違っている、周りの生徒の接し方が変わってきたなど、気が付いたら、即面談や相談を行う。毎日提出する生活ノートにもしっかりとコメントを返し、必要に応じて面談を組む。

②教育相談

年に2回、全校一斉で時期を決めて学級担任と生徒の2者による教育相談を計画する。その為に事前にいじめに関することを含めた悩みアンケートを実施する。また、気軽に話ができる雰囲気をつくることも大切にしていく。

③生徒アンケート

ステージの終わりに、年に5回実施する。全体の数値のみにとどまらず、個人の評価が低いところ（学習や人間関係など）について、必要に応じて個人面談を行う。

④保護者アンケート

学期の終わりに行う。生徒アンケート同様に全体の数値の結果だけではなく、評価の低いところについて再点検して改善を図る。意見や要望の中で必要があれば、保護者と直接話を聴く。

⑤三者面談

学校では言えないが、家庭の中でいじめなどの悩みを抱えている場合、面談の中で保護者からの訴えがあると考えられる。その時は、真摯に受け止め、対策会議やケース会議を行い事後の指導に生かす。

⑥5W1H

気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるが気になる行為があった

場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を記録し、職員がいつでも共有できるようにする。そして得られた目撃情報を毎日集約し、必要に応じて関係者を招集し、その後の対応を考える体制をとる。

⑦暴力を伴ういじめを目撃した場合

速やかに止めることを優先する。また、他の教職員の応援を求め複数で対応する。その後は、何が起きていたのか、どのような対応を行ったのか等を、生徒指導主事や生活担当者に速やかに報告する。委員会をもち、事後の対応を検討し指示を仰ぐ。

（３）対処

被害者生徒の支援、加害生徒の指導、問題の解消、経過の見守り

①被害者生徒の支援、加害者生徒の指導

事実確認を被害者、加害者からそれぞれ担任（同学年部の職員）が行う。時には、被害者と加害者を同時に行ったり、関係生徒に事前アンケートをしたりする場合もある。事実確認ができたら生徒同士の謝罪の会をもつ。その後、事実を両方の保護者に連絡する。暴力など保護者の謝罪が必要な場合は、両方の保護者と話し合い、来校等を依頼し、加害者の親から被害者の親に謝罪する場をもつ。この時、被害者の保護者の感情を十分に考慮し、会をもたない場合もある。

②再発防止

単に謝罪や責任を形式的に問うことで問題解消が達成したわけではなく、生徒の人格形成や生徒の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行う。それには、その後の経過を見守り続けることが必要であり、周囲の生徒への指導も大切になる。教職員は、被害者や加害者に声掛けを頻繁にしていく。

また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合は、学校の設置者と連絡を取り、警察署と相談して対処する。学校では、警察等に関しては積極的に相談することを進めるが、この場合も、被害者生徒と保護者の感情を十分に考慮する。

（４）重大事態への対応

＜ 重大事態の発生＞

○学校の設置者に重大事態の発生を報告

ア)「生命、心身または財産に重要な被害が生じた疑い」（生徒が自殺を企画した場合等）

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

（年間３０日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査に着手）

＊「生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時」

学校の設置者の指導・支援のもと、以下の対応にあたる。

①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

③いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

④調査結果を学校の設置者に報告

⑤調査結果を踏まえた必要な処置